

4. 学校給食の充実と無料化をもとめて

- (1) 子育て支援のためにも「義務教育は無償」の原則に立ち返り、学校給食無償化に向け、国への給食費補助の要請をおこない、本市でも独自制度の確立を
- (2) 中学校での学校給食は「選択制」から全員給食へと発展させるべき
- (3) すべての子どもの健やかな成長を保障するためにも、中学の学校給食を就学援助の対象に
- (4) 魅力ある学校給食の提供に向けて、市の取り組みと見解を聞く
 - ① 栄養教諭の配置を増やすよう大阪府へ要望し、学校単位での栄養教諭の役割を高める
 - ② 地元農産物の積極的な活用を
 - ③ 保護者や子どもたちの意見を反映できるシステムづくりの拡充を

【答弁】

それでは、4の(1)から(4)につきまして、順次お答えいたします。

現在、保護者の皆様に負担していただいている給食費は、小学校低学年が1食あたり225円、高学年が235円、中学校については、1食あたり330円となっております。この給食費については、学校給食法第11条第2項で「学校給食費は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とする」と規定されておりますが、文部科学省の給食費徴収状況調査において、平成28年度には、給食費を無償化する自治体が61市町村という結果も出ており、栄養バランスの優れた給食が、少子化対策や食のセフティーネットとして注目されていることから、国・府への要望にも加え、本市の財政状況も勘案しながら、給食費の負担について研究して参りたいと考えております。

次に(2)についてですが、本市教育委員会といたしましては、食育における給食が果たす役割を認識しておりますが、心身ともに成長期にある中学生におきましては、自我の目覚める年ごろであり、食に対する個人の考え方も多様化し、また男女差や体格差、運動量の差などによる食事量に個人差があることから、本市の中学校給食の実施においては、学校給食と家庭弁当を選択できる方式を採用したところです。

中学校給食のあり方につきましては、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、食育の観点からも、そのあり方について、引き続き研究してまいります。

次に（３）についてですが、本市における就学援助制度につきましては、より多くの世帯への支援を行うため、認定基準を大阪府内でも高い比率である「生活保護基準の１．３倍」と定め、その維持に努めてきたところでございます。

中学校給食を就学援助の対象とすることについては、生徒の減少に伴い対象者も減少してはおりますが、毎年新たに３，５００万円程度の予算が必要であり、財源の確保が大きな課題となっております。地方交付税を含めた国からの補助が本市の就学援助額に十分見合うものでない中ではあります、中学校給食費を就学援助の支給対象とすることについて引き続き研究を進めてまいりたいと考えております。

次に（４）の①から③についてお答えします。

現在の小学校栄養職員の体制は、平成３０年度、大阪府から食育加配１名の栄養教諭の臨時技師を含めて、市嘱託職員２名、府の栄養教諭１名、栄養教諭の臨時技師１名の５名で、衛生指導・調理指導、また、学校において、児童との給食時間の共有や学校行事への参加なども行っております。しかし、現在の栄養教諭配置基準では、高度になっている衛生管理基準の遵守、児童生徒の生活習慣病予防への指導・助言、食物アレルギーのある児童生徒の増加など、栄養教諭一人当たりの事務量や作業時間が増加しており、大阪府へは引き続き配置基準の見直しを要望してまいります。

次に、地元農産物の活用については、地元食材の積極的な活用と共に、食育とも連携し、地元農家との交流給食などに取り組んでおります。また、食材づくりの苦労話や喜びなどの話を直接生産者から聞くことで、食材への感謝とともに食べ物を残さずに食べること、食べることは楽しいことであるという環境づくりの大切さなども理解することができるような食育活動も行っていきたいと考えております。

次に、給食を喫食している児童・生徒及びＰＴＡの皆様との取り組みとしまして、小学校では、卒業する６年生を対象に、食べたい献立を児童たちにリクエストをとり、１番人気の献立を３月に提供させていただきました。また、中学校では、生徒が考えたメニューを取り入れたり、例えば、食材を星形に切り、その食材が副食のなかに入っていた場合は、その日に何か幸運なことがあるのでは、という取り組みや、献立作成委員会に参加しているＰＴＡに献立の原案を作成していただき、栄養職員の助言により生徒に提供することなども行っております。

いずれにいたしましても、今後も学校と給食を結ぶ対話的な活動も行いながら、より良い給食提供を行ってまいりたいと考えております。